

福岡県公報

令和 4 年 8 月 9 日
第 322 号

目 次

告 示 (第757号 - 第761号)

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 建築基準法に基づく道路の指定 (建築指導課) …………… 4
- 私道の廃止及び変更の承認 (建築指導課) …………… 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築指導課) …………… 4

告 示

福岡県告示第757号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和 4 年 8 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する要措置区域
大野城市中二丁目896番8の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと(規則別表第6の1の項の中欄)

福岡県告示第758号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市熊ヶ畑字松木田2437から2439まで、字堤2575の8
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松木田2437(次の図に示す部分に限る。)、字堤2575の8(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第759号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
糸島市白糸字打越180の2、180の3、字獅子舞235の5、235の6、235の8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第760号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
古賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
豊前市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市吉田字鎌ノ本625番1、625番3から625番16まで、627番1及び627番3から627番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市野伏間一丁目7番20号
有限会社新未来開発
代表取締役 増永 広美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字鶴278番1及び278番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市久保1309番地2-F603
小林 清太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町中央六丁目4479番2、4479番5、4479番7から4479番29まで、4487番3から4487番9まで、4487番11、4488番1から4488番19まで、4490番1から4490番9まで及び4497番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡岡垣町大字山田970番1

有限会社北園総合建設

代表取締役 北園 香

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮若市吉川土地改良区	令和4年7月29日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字権道15番33及び15番47から15番51まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区平尾二丁目17番11号
ディー・アンド・エイチ株式会社
代表取締役 坂口 剛彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市東大橋二丁目1877番1及び1877番3から1877番19まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目4番30号
株式会社ウイングセンター福岡
代表取締役 小川 建道

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定期間	指定年月日	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
4 福整第294号	令和4年4月21日	令和6年3月31日まで	起点：糸島市浦志三丁目334地先 終点：糸島市浦志三丁目476-4地先	240.00	6.00
4 那整第361号	令和4年4月14日	令和6年3月31日まで	①：起点：那珂川市道善1004-1 終点：那珂川市恵子141-1 ②：起点：那珂川市道善五丁目1005 終点：那珂川市道善1004-1 ③：起点：那珂川市道善167-1 終点：那珂川市道善273-1 ④：起点：那珂川市道善五丁目1078 終点：那珂川市恵子141-1	①：217.9 ②：110.9 ③：183.5 ④：102.3	①：16.0 ②：8.5 ③：8.5 ④：8.5
4 那整第361号-2	令和4年4月18日	令和6年1月31日まで	起点：春日市桜ヶ丘一丁目9番先 終点：春日市桜ヶ丘一丁目14番先	54.0	20.4

4 那整第361号-3	令和4年6月15日	令和6年3月31日まで	起点：春日市下白水南七丁目95、96-2 終点：春日市下白水南七丁目95、96-2	16.5	6.5~10.5
4 南整柳第429号	令和4年6月6日	令和6年3月31日まで	起点：柳川市西蒲池1017番1 先 終点：柳川市西蒲池1030番1 先	131.7	10.75~13.75
4 女整第336号	令和4年4月27日	令和6年3月31日まで	起点：筑後市大字前津1362-2 終点：筑後市大字前津863-11	362.0	15.0
4 女整第336号-2	令和4年5月30日	令和6年3月31日まで	起点：筑後市大字前津705-6 終点：筑後市大字前津870-2	400.0	15.0
4 女整第336号-3	令和4年6月3日	令和6年3月31日まで	起点：筑後市大字下北島1139番1 先 終点：筑後市大字井田910番地1 先	1,735.0	10.5
4 直整第634号	令和4年5月19日	令和6年2月29日まで	起点：鞍手郡鞍手町大字小牧字西中牟田2080番23 終点：鞍手郡鞍手町大字小牧字西中牟田2264番1	176.428	10.50

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長(m)
4 福整第200号	令和4年4月13日	全部廃止	糸島市高田五丁目71番1	23.53
4 福整第200-2号	令和4年4月27日	全部廃止	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1811-3	31.00

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和 4 年 8 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定 番号	指 定 年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
4 福整第 64-1号	令和 4 年 4 月 6 日	糟屋郡宇美町大字井野字原田71番 9、71番 4、71番 3、71番 5、71番 6、71番 3 地先 水路、72番 1	75.33	6.00
4 福整第 64-2号	令和 4 年 4 月 20 日	古賀市蔦野字鳥居前1856番15、1856番16、 1856番17、1856番18	35.11	6.01
4 北整第 10号-1	令和 4 年 4 月 7 日	福津市津屋崎五丁目2130番 3、4、2144番 2、3、2145番 5、6、道の一部	72.65	6.00
4 北整第 10号-2	令和 4 年 4 月 26 日	遠賀郡水巻町頃末南三丁目128番 9	34.40	4.10
4 北整第 10号-3	令和 4 年 5 月 10 日	福津市本木字佃1314番 1、1315番 1	76.35	6.00
4 北整第 10号-4	令和 4 年 6 月 17 日	遠賀郡水巻町伊佐座五丁目220番 1	41.62	6.02
4 飯整第 150号	令和 4 年 4 月 11 日	飯塚市枝国字石ヶ坪601番27 字清田浦619番51、619番52、619番54、619 番55、619番56	72.40	6.00
4 南整柳 第578号	令和 4 年 6 月 29 日	大川市大字北古賀字神ノ前19番 1	46.01	4.50~6.05
4 女整第 29号	令和 4 年 4 月 20 日	八女市馬場字篠原474番 4	33.28	5.00
4 女整第 29号-2	令和 4 年 5 月 11 日	八女郡広川町大字日吉字沖田58番10	18.17	6.00
4 女整第 29号-3	令和 4 年 6 月 10 日	八女市室岡字野口746番 1	44.95	6.09
4 女整第 29号-4	令和 4 年 6 月 24 日	八女市蒲原字上村1526番 2	49.52	6.00
4 女整第 29号-5	令和 4 年 6 月 29 日	八女郡広川町大字日吉字前田 6 番 1	85.65	6.00
4 女整第 29号-6	令和 4 年 7 月 4 日	八女市馬場字川原出384番 1、384番12	51.65	6.10
4 朝整第 1084号	令和 4 年 6 月 8 日	朝倉郡筑前町朝日字後田1052番 1、1052番 21	33.74	6.00
4 朝整第 1084号- 2	令和 4 年 6 月 29 日	朝倉郡筑前町野町字禪門橋1780番 1	26.83	6.01

4 京整第 27号	令和 4 年 4 月 20 日	行橋市泉中央五丁目1055番 9、1055番13	39.44	6.05
4 京整第 27号-2	令和 4 年 5 月 18 日	築上郡吉富町大字幸子692番11	52.34	6.00
4 京整第 27号-3	令和 4 年 5 月 31 日	行橋市行事一丁目1228番10	47.21	6.02
4 田整第 998号	令和 4 年 6 月 6 日	田川郡福智町金田1829番 1、1855番 4	23.71	6.00
4 田整第 998号- 2	令和 4 年 6 月 27 日	田川市大字弓削田237番 2	54.51	6.00